

京 都 市
新型インフルエンザ等対策
行 動 計 画

平成25年9月

目 次

はじめに	1
新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	4
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	5
3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	9
4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	10
5 対策推進のための役割分担	12
6 本市行動計画の主要6項目	14
(1) 実施体制	14
(2) サーベイランス・情報収集	16
(3) 情報提供・共有	17
(4) 予防・まん延防止	19
(5) 医療	23
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	25
7. 発生段階	26
各段階における対策	28
未発生期	29
1 実施体制	29
2 サーベイランス・情報収集	29
3 情報提供・共有	30
4 予防・まん延防止	31
5 医療	32
6 市民生活及び市民経済の安定の確保	34
海外発生期	36
1 実施体制	36
2 サーベイランス・情報収集	37
3 情報提供・共有	37
4 予防・まん延防止	38

5	医療	39
6	市民生活及び市民経済の安定の確保	40
国内発生早期		42
1	実施体制	42
2	サーベイランス・情報収集	43
3	情報提供・共有	43
4	予防・まん延防止	45
5	医療	47
6	市民生活及び市民経済の安定の確保	48
国内感染期		50
1	実施体制	51
2	サーベイランス・情報収集	51
3	情報提供・共有	52
4	予防・まん延防止	53
5	医療	55
6	市民生活及び市民経済の安定の確保	56
小康期		59
1	実施体制	59
2	サーベイランス・情報収集	59
3	情報提供・共有	60
4	予防・まん延防止	60
5	医療	60
6	市民生活及び市民経済の安定の確保	61
本市独自の主な対策（充実項目）		62
（別添）特定接種の対象となり得る業種・職務について		64
（参考）国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策		73
（参考）用語解説		76

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ[※]は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルス[※]とウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック[※]）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症[※]の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性[※]が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、特措法第2項第1項第6号及び第7号に規定する指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置並びに新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成24年5月に公布され、平成25年4月に施行された。

2 取組の経緯

国において、平成17年に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」が策定されたことを踏まえ、本市では、平成17年12月に「京都市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定するとともに、平成21年4月には、高病原性を想定して保健衛生分野に特化した「京都市新型インフルエンザ対策マニュアル」を策定し、新型インフルエンザの発生に備えた万全の体制をとってきた。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）[※]がメキシコで確認され、世界的な大流行となる中、5月には国内及び市内での患者が確認されるに

※ 用語解説参照

至った。

新型インフルエンザウイルスの特性が不明な時点での感染拡大防止のための対応は、平成21年4月に策定したマニュアルに従って実施したが、低病原性であることが明らかになるにつれ、マニュアルどおりの対応では市民生活や社会活動に与える影響が過度になることが懸念されるようになり、多くの知見や教訓が得られることとなった。

このため、高病原性、低病原性の二者択一のマニュアルではなく、徹底対応から柔軟対応までの対応策の選択肢を示し、新型インフルエンザの病原性や感染の拡大状況、また当該対応策を採用したときの市民生活への影響を総合的に勘案したうえで、状況に応じて対応策を決定できるよう、平成21年9月に「京都市新型インフルエンザ対策マニュアル」を改定した。

3 京都市行動計画の策定

本市は、特措法第8条に基づき、京都市新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）の意見を聴いたうえで、政府行動計画及び京都府行動計画との整合を確保しつつ、適切な役割分担のもと、京都市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本市行動計画」という。）を策定した。

本市行動計画は、平成21年9月に策定した「京都市新型インフルエンザ対策マニュアル」の考え方や取組を踏襲し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものである。

また、本市の地域特性や、特措法上の本市の役割等を勘案し、特に以下の項目について充実を図り、策定したものである。

本市独自の充実項目

- 適切な情報提供体制
- 要援護者対策
- 風評被害対策
- 予防接種の実施体制

本市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画及び京都府行動計画と同じく、以下のとおりである。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項第2号に規定する再興型インフルエンザを含む。以下「新

型インフルエンザ」という。)

- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ※（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、本市行動計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。

本市行動計画は、今後の科学的知見の集積による政府行動計画の見直し等を踏まえ、適時適切に変更を行うものとする。

※用語解説参照

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、更には市内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患うものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国及び京都府と連携して対策を講じていく。

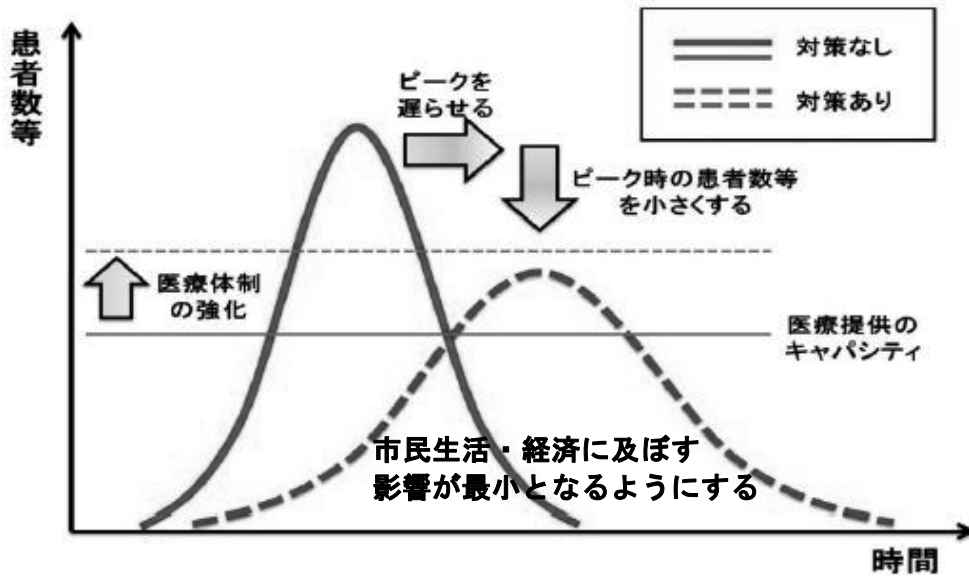
1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の効果 概念図＞



2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。政府行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢が示されている。

そこで、国においては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスの取れた戦略を目指すこととしている。そのうえで、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立するとしている。（具体的な対策については、発生段階ごとに記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定するとしている。

- 発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬[※]等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの研究・開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということをも前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国であるとの特性を活かし、検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。
- 国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 国内で感染が拡大した段階では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、都道府県や各省等が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

※ 用語解説参照

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

本市行動計画は、以上のような政府行動計画及び京都府行動計画の考え方との整合を図りつつ、本市のこれまでの取組や、地域特性、さらには特措法上の本市の役割等を勘案し、以下の4点を考慮して本市独自に対策の充実を図り、策定したものである（具体的な本市独自の主な対策は、各段階における対策において再掲）。

- 危機管理の上で最も重要であり基本的な事項として、本市は、市民や事業者等に対する適切な情報提供を行う必要がある。また、特措法の規定でも市町村行動計画に規定すべき事項として、住民、事業者等への適切な方法による情報提供が定められている。

そのため、あらゆる媒体を活用して正確かつ迅速に情報提供を行うことはもちろん、高齢者や障害者等の要援護者に加え、本市の地域特性を踏まえて外国人、観光旅行者、学生等といった情報が行き届きにくい対象者についても、対象者ごとに必要とする情報が確実に周知されるよう、関係機関、団体等との連携等により、きめ細かく対応していくことが重要である。

- 本市の高齢化率は政令市の平均より高く、また、就学前児童数に占める保育所入所児童数の割合は政令市トップクラスであるなど、市民の福祉サ

ービスに対するニーズは高い状況にある。

特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がされている場合、京都府は必要に応じて外出自粛の要請や、保育所、老人福祉施設及び障害者福祉施設等の社会福祉施設（通所及び短期入所系サービスに限る。）の使用制限の要請等を実施する権限を有するが、本市における福祉サービスの利用者の状況を十分踏まえたうえで当該要請が実施されるよう、発生前から京都府と調整を行っておくことが重要である。

また、本市は、人口147万人を擁する大都市である一方で、地域自治、助け合いの精神が地域に息づくまちであることから、これらの平時からの地域での様々な活動を活かし、自助、共助、公助の適切な役割分担の下、発生時における要援護者への生活支援を実施する体制を構築していく必要がある。

- 国際観光都市である本市にとって、新型インフルエンザ等の発生に伴う風評被害は、観光関連業者をはじめ、市内の経済に極めて大きな影響を及ぼすことが懸念される。実際に、平成21年のパンデミックでは、修学旅行生や宿泊客の大幅な減少等、多大な損失を生じることとなったが、本市は発生当初の段階から、修学旅行に関する相談窓口の設置や観光キャンペーン事業の実施など様々な対策を講じ、風評被害の軽減に努めたところである。

このため、平成21年のパンデミックの際に講じた取組も踏まえつつ、発生前から観光関連業界等をはじめとする様々な関係機関や団体等との連携により、風評被害の防止や風評被害からの早期回復を図る対策を進めていくことが重要である。

- 本市は、特措法の規定に基づく住民に対する予防接種の実施主体であり、国が示す接種の優先順位を踏まえて全市民が速やかに接種できるよう、京都府及び関係医療機関等の協力を得て接種体制を構築していくことが必要である。

このため、あらかじめ接種対象者（ワクチン需要量）を把握したうえで、平成21年のパンデミックの際の接種体制も参考にしつつ、保健センター等の接種会場を確保しての集団接種や、協力医療機関での一斉接種（期間を定め集中的に接種）、個別接種のそれぞれの接種方法について、検討することが重要である。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、京都府行動計画及び本市行動計画又は業務計画に基づき、国、京都府、指定（地方）公共機関[※]等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 基本的人権の尊重

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等がなされる場合、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

2 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3 関係機関相互の連携協力の確保

本市対策本部は、政府対策本部、京都府対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

本市対策本部長は、本市域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に当たり、特に必要があると認める場合には、京都府対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

また、本市は、未発生の段階から、緊急事態宣言がなされる場合に備え、現場の対応に混乱が生じないように、特措法等に基づく措置の実施に関する運用等に関して京都府との意見交換を行い、必要事項については調整を行うなど、連携の強化を図る。

4 記録の作成・保存

本市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、本市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

[※]用語解説参照

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率[※]となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

政府行動計画では、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要であり、新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであって、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能としている。

政府行動計画においては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定している。

- 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計。
- 入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約2,500万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約53万人、死亡者数の上限は約17万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約200万人、死亡者数の上限は約64万人となると推計。
- 全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数は10.1万人（流行発生から5週目）と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は39.9万人と推計。

[※] 用語解説参照

上記の推計を本市にあてはめると、本市の人口を147万人とした場合、感染者数は367.5千人となり、医療機関を受診する患者数は147千人～294千人である。

これらの場合における入院患者数及び死亡者数を推計したところ下表のとおりである。

【京都市における入院患者数等の推計】

病原性	中等度	重度
入院患者数	約5,800人	約23,500人
死亡者数	約1,900人	約7,300人
1日当たり最大入院患者数	約1,100人	約4,500人

○ これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある、また被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

○ なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

○ 市民の25%が流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。

○ ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤

しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進やWHOその他の国際機関等との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

そのうえで、国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で特措法第18条の規定により基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国が示す基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

（1）本市の役割

本市は、市民に最も近い基礎自治体であり、市民、事業者への正確かつ迅速な情報提供、市民に対するワクチンの接種や新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援に関し、国が示す基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。

特に、本市の地域特性を勘案し、外国人、観光客、大学生等へのきめ細かな情報提供や、的確な要援護者対策及び風評被害対策を実施するに当たり、新型インフルエンザ等の発生前から関係機関や関係団体との情報の共有及び連携を図っておく。

なお、保健所設置市である本市は、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、京都府に準じた役割を果たすことが求められることから、本市と京都府は、地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図っておく。

（2）京都府の役割

京都府は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的

な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關した確な判断と対応が求められる。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

4 指定（地方）公共機関の役割

政府及び京都府が指定する指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

6 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

7 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性

インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 本市行動計画の主要6項目

政府行動計画及び京都府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「1 実施体制」、「2 サーベイランス[※]・情報収集」、「3 情報提供・共有」、「4 予防・まん延防止」、「5 医療」、「6 国民（府民）生活及び国民（府民）経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。

本市行動計画においても政府行動計画及び京都府行動計画との整合を確保し、上記6項目を主要な対策として位置付ける。各項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

1 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、本市は、国、京都府、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

本市においては、新型インフルエンザ等の発生前から各局区等横断的な会議の開催等を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係局区等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。

新型インフルエンザ等が発生し、国が政府対策本部を設置した場合は、全庁一体となった対策を強力に推進するため、速やかに市長、副市長及び各局等の長からなる京都市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本市対策本部」という。）を設置する。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が

※ 用語解説参照

求められる対策であることから、本市は、本市行動計画の策定や発生時の対応等について、有識者会議等幅広い分野の専門家からの意見を聴く。

■本市対策本部会議の設置等

(1) 発生前の体制（情報収集・分析及び情報共有のための警戒本部及び警戒本部会議等の設置）

未発生期のうち、海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況においては、保健福祉局に新型インフルエンザ等対策情報室（以下「情報室」という。）を設置し、国及び京都府等から得られた情報を収集・分析する。また、状況に応じて、危機管理監を本部長とした新型インフルエンザ等警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するとともに、本部長を座長とした新型インフルエンザ等警戒本部会議（以下「警戒本部会議」という。）を開催し、各局区等との情報の共有及び新型インフルエンザ等発生に備えた体制の整備等を行う。

体制	構成員	会議等
警戒本部	■警戒本部 【本部長】 危機管理監 【副本部長】 保健医療・介護担当局長 【本部員】 行財政局防災危機管理室長，産業観光局農林振興室長，保健福祉局保健衛生推進室長，各局等の防災担当部長及び各区の副区長	■情報室の設置 【事務局】 保健福祉局保健衛生推進室 ■警戒本部会議 【座長】 危機管理監 【副座長】 保健医療・介護担当局長 【構成員】 行財政局防災危機管理室長，産業観光局農林振興室長，保健福祉局保健衛生推進室長，各局等の防災担当部長及び各区の副区長
	【事務局】 行財政局防災危機管理室及び保健福祉局保健衛生推進室	

(2) 発生後の体制（本市対策本部の設置、本市対策本部会議及び本市対策幹事会の開催）

国が政府対策本部を設置した場合、本市は直ちに特措法に基づかない任意の本市対策本部を設置することとし、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った時点で、特措法に基づく本市対策本部と位置付ける。

なお、任意で設置する本市対策本部の組織及び職務等については、特措法及び京都市新型インフルエンザ等対策本部条例（以下「条例」という。）に準ずるものとする。

また、本市対策本部の設置に伴い、本市対策本部会議を開催するととも

に、迅速かつ機動的な対応を図るため、副市長を幹事長とする新型インフルエンザ等対策幹事会（以下「本市対策幹事会」という。）を設置、開催する。

体制	構成員	会議等
本市 対策 本部	■本市対策本部 【本部長】 市長 【副本部長】 副市長 【本部員】 危機管理監，各局区等の長及び本部長が必要と認める職員	■本市対策本部会議 【座長】 市長 【副座長】 副市長 【構成員】 危機管理監，各局区等の長及び本部長が必要と認める職員
		■本市対策幹事会 【幹事長】 副市長 【幹事】 危機管理監，各局区等の長及び本部長が必要と認める職員 なお、必要に応じて、関係局区等連絡調整会議を開催する。
	【事務局】 行財政局防災危機管理室及び保健福祉局保健衛生推進室	

(3) 本市対策本部の主要所掌事務

特措法及び条例の規定によるほか、以下のとおり定める。

- ア 新型インフルエンザ等の対策に係る総合企画，総合調整（実態把握，まん延防止策，広報広聴等）に関すること。
- イ 情報の収集，分析，共有に関すること。
- ウ 国，京都府，他自治体，関係機関等への総括的な応援要請及び連絡調整に関すること。
- エ 各部等との連絡調整に関すること。
- オ 各区対策本部の総合調整に関すること。
- カ 本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。
- キ 感染状況等の取りまとめ，記録等に関すること。

(4) 有識者会議

学識経験者，医師，弁護士，保健・医療・福祉の関係者及び経済・観光団体の関係者等からなる有識者会議において，本市行動計画の策定及び見直し等に関し，意見を聴取する。

2 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには，サーベイランスにより，いずれの段階においても，新型インフルエンザ等に関する様々な

情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国が症例定義の周知や診断方法を確立した時には、市内のサーベイランス体制を構築する。

本市におけるサーベイランスについては、従来から通常のインフルエンザサーベイランスを実施し、発生動向を常時、的確に監視、把握することを前提とし、低病原性が明らかとなったときや感染が一定規模にまで拡大したときは、新型インフルエンザ発生初期における個人単位での感染を早期に把握するための発生患者の全数把握を中止し、集団感染の防止に重点を置き、集団発生の端緒を探知するクラスターサーベイランスを実施する。

さらに、患者数の増大、まん延期に至れば、クラスターサーベイランスを中止し、学校等からの健康観察情報の迅速な提供により対策を実施する。

また重症化した患者の救命やインフルエンザウイルスの病原性の変化を早期に探知し、対策につなげることが重要であることから、入院サーベイランス及び病原体サーベイランスは継続して実施するものとする。

3 情報提供・共有

(1) 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、本市、国、京都府、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、本市、国、京都府、医療機関、事業者、個人、地域団体等の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

情報提供に当たっては、正確かつ迅速に行うことはもちろん、高齢者や障害者等の要援護者にも十分配慮し、工夫することが必要である。また、国際観光都市、大学のまちである本市においては、外国人、観光旅行者や学生への確実かつきめ細かな情報提供のあり方について、あらかじめ検討しておく必要がある。

(2) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることから、高齢者や障害者、外国人、観光旅行者、学生など情報が届

きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の活用も含めて多様な媒体を用いるほか、関係機関や団体等を通じた周知に加え、特に支援が必要な者には地域団体等の各戸訪問による周知等を行い、それぞれの対象者向けに理解しやすい内容で、できる限り迅速にかつきめ細かく情報提供を行う。

（３）発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、本市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。

こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらううえで必要である。

特に児童、生徒等に対しては、学校等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健福祉局と教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

（４）発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

（５）情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築するため、本市

対策本部に広報対策スタッフを設置し、適時適切に情報を共有する。なお、対策の実施主体となる局等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、本市対策本部が調整する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、市民からの相談や問い合わせの内容等から、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

4 予防・まん延防止

(1) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(2) 主なまん延防止対策

個人における対策については、市内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者※に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、京都府が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行った場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

地域対策・職場対策については、市内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

※ 用語解説参照

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、京都府が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合には、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

未発生期からのまん延防止対策を図るため、大学、短期大学、高等専門学校等に対しては、京都府と連携して、大学等に対し、学内保健センターや学内広報による事前の啓発を行うよう要請する。

観光旅行者の安心・安全を確保するため、観光関係団体、観光施設等への連絡体制を整備し、新型インフルエンザ発生時における観光旅行者への正確な情報の提供に努めるなど、京都府と連携し取組を進める。

また、各種対策の推進にあたっては、風評被害の発生に十分留意する。

そのほか、海外で発生した際には、国において、状況に応じた感染症危険情報の発出、査証措置（審査の厳格化、発給の停止）等の水際対策が実施されることから、必要に応じて、国の取組に協力する。

（3）予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

【特定接種】

（ア）特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

であり、登録事業者及び公務員は別添のとおりとしている。

また、新型インフルエンザ等発生時における接種に当たっては、政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定するとされている。

(イ) 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公共団体を実施主体として接種を実施することとされている。このため、本市では、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員について、本市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施し、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図っておく。

【住民接種】

(ア) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、政府行動計画に基づき、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。また、政府行動計画では事前に下記のような基本的な考え方が整理されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報踏まえて国が決定することとなる。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患，心臓血管系疾患を有する者等，発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化，死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが，緊急事態宣言がなされた場合，国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と，我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や，これらの考え方を併せた考え方もあることから，こうした以

下のような基本的な考え方を踏まえ国が決定する。

- A 重症化，死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
 - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
 - ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者
- B 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
 - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者
- C 重症化，死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ，併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方
- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
 - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

(イ) 住民接種の接種体制

住民接種については，本市を実施主体として，原則として集団的接種により接種を実施することとなるが，集団接種や一斉接種（期間を定め医療機関で接種），個別接種又はそれぞれの組み合わせ等，接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

(ウ) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

5 医療

(1) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関、京都市立病院をはじめとする第1種及び第2種感染症指定医療機関、結核病床を有する医療機関またはあらかじめ新型インフルエンザ等患者の受入れを依頼した医療機関（以下「協力医療機関」という。）、特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

(2) 発生前における医療体制の整備

京都府と連携し、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、京都府医師会、京都府薬剤師会、市内の協力医療機関を含む医療機関、薬局、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、本市の関係者と密接に連携を図りながら本市の実情に応じた医療体制の整備を推進することや、あらかじめ帰国者・接触者外来[※]を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行い、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

(3) 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の発生 of 早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエ

[※] 用語解説参照

ンザ等患者等を京都市立病院をはじめとする感染症指定医療機関[※]等に入
院させる。このため、京都府と連携して、市内における感染症病床等の利
用計画を事前に策定しておく必要がある。また、市内での発生の早期では、
新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サ
ーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエン
ザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの
帰国者や市内患者の濃厚接触者の診療のために、市内で新型インフルエン
ザ等が拡がる前の段階までは協力医療機関に帰国者・接触者外来を確保し
て診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有
しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。
このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機
関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者と
それ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に
努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健
康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、
必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、保健所及び保健センターに常時設置しているインフルエンザ相談
窓口を帰国者・接触者相談センターとしての機能を持たせ、その周知を図
るとともに、帰国者・接触者外来等の本市における医療体制については、
一般的な広報によるほか帰国者・接触者相談センターから情報提供を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった
場合等には、京都府と連携して、帰国者・接触者外来を指定しての診療
体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全
ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加
した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分
け、医療体制の確保を図ることとする。なお、重度の肺炎や呼吸機能の低
下を認める高度な医療が必要な重症患者については、協力医療機関で受け
入れる体制を確保する。このため、患者を受け入れる医療機関や臨時の医
療施設等について、事前にその活用計画を策定しておく必要がある。また、
在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機
関等との迅速な情報共有が必須であり、京都府との連携を図りつつ、京都
府医師会、地区医師会、学会等の関係機関とのネットワークの活用が重要
である。

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 市民生活及び市民経済の安定の確保の目的

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、本市は国や京都府等の関係機関と連携を図り、事前の準備を行うことが重要である。

また、本市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、市民に対し、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努めることや、市内の事業者に対し、職場における感染対策や事業継続計画を策定する等の十分な事前の準備を呼びかけていく。

(2) 要援護者対策

一人暮らしや夫婦のみの要介護の高齢者世帯や障害者世帯等の要援護者は、新型インフルエンザ等のまん延によって孤立化し、自立した生活を維持することが困難になることが想定される。

このため、日頃から地域の様々な関係機関や団体等と連携して、支援が必要な要援護者を把握し、地域全体で継続的に見守る体制を構築するとともに、まん延時には、これらの日頃からの見守りによる情報を最大限活用し、医療機関や福祉サービス事業所による確実な支援につなげていく。

また、要援護者への食事の提供等の生活支援の実施に当たっては、福祉サービス事業所の訪問介護によることを基本としつつ、小売店や運送業者等の民間事業者に対して協力要請を行うとともに、緊急対応が必要な場合は、本市が直接実施するなど、京都府と連携して総合的な調整を行う。

さらには、保育所、老人福祉施設、障害福祉施設等の社会福祉施設（通所及び短期入所系サービスに限る。）の使用制限については、特に支援が必要な利用者のため、状況によっては、一部の施設を例外的に開所する等、発生前から京都府及び関係団体と連携し、仕組みづくりを進めておく。

なお、これらの一部施設の例外的な開所については、十分な集団感染対策を講じる必要があること及び感染対策そのものの効果が減少する可能性があること等を考慮する。

(3) 風評被害対策

本市の国際観光都市としての地域特性を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の風評被害対策について、観光関連団体等との緊急連絡網を整備して綿密に連携を図る等、日頃から十分な備えを行っておくとともに、新型

インフルエンザ等対策を含む様々な安全安心の取組を国内外の観光旅行者に向けて積極的にPRしていくことが重要である。

また、新型インフルエンザ等発生時には、修学旅行専用相談窓口を設置し、可能な限り風評被害による修学旅行生の減少を防ぐとともに、観光業界全体が参画する様々な既存の会議体における相互連携を調整し、観光需要の回復期に向けた効果的な誘客事業の検討及び準備を早期に進めることにより、風評被害からの早期回復に努めていく。さらに風評被害を受けた中小企業等の事業者を支援するために、経営相談窓口を設置するとともに、緊急融資の実施についても検討する。

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

本市行動計画では、政府行動計画で示されている発生段階を引用するが、国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定するとされている。

地域での発生段階は、国と協議の上で、京都府が判断することとされており、本市においては、本市行動計画で定められた対策を国や京都府が定める段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

＜発生段階とWHOフェーズとの対応表＞

政府行動計画の発生段階	WHOのフェーズ
未発生期	フェーズ 1, 2, 3 又は相当する公表等
海外発生期	フェーズ 4, 5, 6 又は相当する公表等
国内発生早期	
国内感染期	
小康期	ポストパンデミック期又は相当する公表等

＜発生段階＞

発生段階	状態	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(府内未発生期) 府内で新型インフルエンザ等患者が発生していない状態
		(府内発生早期) 府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(府内感染期) 府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態 *感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する基本的対処方針を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的：

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、本市行動計画等を踏まえ、国等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

1 実施体制**(1) 本市行動計画等の作成**

本市は、特措法の規定に基づき、有識者会議等の意見を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた本市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。(行財政局, 保健福祉局, 全局区等)

(2) 体制の整備及び国、京都府等との連携強化

ア 本市は、情報室を設置し、海外での鳥インフルエンザ等の発生状況等に関する情報収集を行うとともに、状況に応じて、警戒本部を設置し、新型インフルエンザ等の発生に備えた体制を整備する。(行財政局, 保健福祉局, 関係各局)

イ 本市は、取組体制を整備・強化するために、警戒本部会議の開催等を通じ、全庁的な初動対応体制を確立するとともに、発生時に備え、行政機能を維持するための各局区等業務継続計画を策定する。(行財政局, 保健福祉局, 全局区等)

ウ 本市は、国、京都府、指定(地方)公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。(行財政局, 保健福祉局, 全局区等)

2 サーベイランス・情報収集**(1) 情報収集**

本市は、国等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の最新情報を収集する。(保健福祉局)

- 情報収集源

- ・ 厚生労働省(国立感染症研究所, 検疫所を含む。)
- ・ 京都府等関係自治体

- ・ 感染症法に基づく医師等からの届出

(2) 通常のサーベイランス

- ア 本市は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、インフルエンザ定点医療機関（指定届出機関）において患者発生の変向を調査し、流行状況について把握する。また、衛生環境研究所において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。（保健福祉局）
- イ 本市は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生変向を調査し、重症化の状況を把握する。（保健福祉局）
- ウ 本市は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。（保健福祉局、教育委員会）

(3) 調査研究

本市は、新型インフルエンザ等の市内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査※を実施できるように、国が実施する専門家の養成や京都府との連携等の体制整備に積極的に協力する。（保健福祉局）

3 情報提供・共有

(1) 継続的な情報提供

- ア 本市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。（行財政局、保健福祉局、総合企画局）
- イ 本市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。（保健福祉局）
- ウ 本市は、保健所及び保健センターにインフルエンザ相談窓口を常時設置し、市民からの来所及び電話での一般的なインフルエンザに関する相談に対応する。（保健福祉局）

(2) 体制整備等

本市は、広報・広聴体制の整備等の事前の準備として以下を行う。（行財政局、保健福祉局、総合企画局）

- (ア) 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては

※用語解説参照

決定しておく。

- (イ) 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する（広報対策スタッフを中心としたチームの設置、広報・広聴担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等）。
- (ウ) 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。
- (エ) 国、京都府及び関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- (オ) インフルエンザ相談窓口の常時設置に加え、新型インフルエンザ等発生時に市民からの一般的な問い合わせに対し、京都いつでもコールにおいても対応できるよう準備を進める。

4 予防・まん延防止

(1) 対策実施のための準備

ア 個人における対策の普及

本市、学校及び市内事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。（保健福祉局、関係各局）

イ 地域対策・職場対策の周知

本市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。（保健福祉局）

ウ 水際対策

本市は、検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他関係機関の連携を強化する。（保健福祉局）

(2) 予防接種

ア 登録事業者の登録

- (ア) 本市は、国が定める特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うこと等に協力する。（保健福祉局、関係各局）
- (イ) 本市は、特定接種の対象となる本市職員等を把握する。（行財政局、保健福祉局、関係局区等）
- (ウ) 本市は、国が事業者の登録申請を受け、基準に該当する事業者を登録事業者

として登録することに協力する。(保健福祉局, 関係各局)

イ 接種体制の構築

【特定接種】

本市は、本市職員等について、国からの要請に基づき、集団的接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう、保健センターでの接種体制を構築する。(行財政局, 保健福祉局, 関係局区等)

【住民接種】

(ア) 本市は、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づく市民へのワクチン接種を速やかに行うため、政府行動計画、京都府行動計画で示された接種の考え方を踏まえ、あらかじめ優先接種対象者(ワクチン需要量)を把握する。(保健福祉局)

(イ) 本市は、円滑な接種の実施のために、国及び京都府の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。(保健福祉局)

(ウ) 本市は、速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、国、京都府、京都府医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種対象者に応じた接種の具体的な実施方法について準備を進める。(保健福祉局)

ウ 情報提供

本市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。(保健福祉局)

(3) 京都府との調整

本市は、特措法第45条第1項に基づく住民に対する外出自粛の要請及び特措法第45条第2項に基づく学校、保育所等の施設の使用制限の要請について、本市の状況を十分把握したうえで、当該要請が実施されるよう、平時から京都府との調整を行っておく。(行財政局, 保健福祉局, 教育委員会)

5 医療

(1) 地域医療体制の整備

ア 本市は、京都府と連携し、医療体制の確保について具体的なマニュアル等を作成するなど、京都府医師会等の関係機関と連携し、体制整備を進め、その進捗状況について定期的にフォローアップを行う。(保健福祉局)

イ 本市は、京都府と連携し、保健所を中心として、地区医師会、地区薬剤師会、指定(地方)公共機関及び協力医療機関、薬局、消防等の関係者からなる対策会議を

設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。(保健福祉局)

ウ 本市は、保健所、保健センターに帰国者・接触者相談センターを設置する準備を進める。(保健福祉局)

エ 本市は、京都府や京都府医師会等と連携し、帰国者・接触者外来を設置する医療機関等のリストアップを進めるとともに、京都市立病院をはじめとする協力医療機関における患者の受入準備を要請する。(保健福祉局)

オ 本市は、京都府と連携し、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具^{*}の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。(保健福祉局)

(2) 府内感染期に備えた医療の確保

本市は、京都府と連携し、以下の点に留意して、府内感染期に備えた医療の確保に取り組む。(保健福祉局、消防局)

(ア) 市内の医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。

(イ) 感染対策のため指定(地方)公共機関である医療機関及び協力医療機関で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。

(ウ) 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)等を把握する。

(エ) 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。

(オ) 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

(カ) 府内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。

また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

(3) 研修等

本市は、国及び京都府等と連携しながら、医療従事者等に対し、市内発生を想定した研修や訓練を行う。(保健福祉局)

(4) 医療資器材の整備

本市は、必要となる医療資器材(個人防護具等)をあらかじめ備蓄・整備する。(保健福祉局)

^{*}用語解説参照

(5) 検査体制の整備

本市は、衛生環境研究所における新型インフルエンザ等に対するPCR^{*}検査等の実施体制を整備する。(保健福祉局)

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 食料品、生活必需品の備蓄等

本市は、市民に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努める等の事前の準備を呼びかけていく。(保健福祉局)

(2) 業務計画等の策定

本市は、市内の事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等の十分な事前の準備を呼びかけていく。(関係各局)

(3) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

ア 本市は、高齢者、障害者等の要援護者本人の同意を得て作成する「見守り活動対象者名簿」を地域包括支援センター、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、自治会等に提供することにより、平時からの地域における見守り活動を促進し、要援護者の状況把握に努める。また、京都府と連携し、府内感染期における要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、医療機関への搬送、死亡時の対応等について、その具体的手続を決めておく。(行財政局、保健福祉局、消防局、関係各局)

イ 本市は、特措法第45条第2項に基づく保育所、老人福祉施設及び障害者福祉施設等の社会福祉施設(通所及び短期入所系サービスに限る。)の使用制限の要請が実施された場合に備え、京都府及び関係団体等と連携し、一部の保育所等及び短期入所施設を開所する等の仕組みづくりを検討する。(保健福祉局)

(4) 火葬能力等の把握

本市は、将来の火葬需要を踏まえて策定した「京都市中央斎場再整備基本構想」に基づき、中央斎場の再整備を行い、火葬能力の維持・向上を図るとともに、一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(保健福祉局)

(5) 物資及び資材の備蓄等

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。(保健福祉局)

(6) 風評被害対策

- ア 本市は、発生時における観光関連業界への風評被害を軽減するため、観光関連団体、交通事業者、マスコミ等が参画する様々な既存の会議体における相互連携を調整し、情報共有や対策の検討を行う。(産業観光局)
- イ 本市は、発生時における正確かつ迅速な情報共有のため、観光関連業界との緊急連絡網を整備する。(産業観光局)
- ウ 本市は、新型インフルエンザ等の対策を含めた様々な安全安心の取組について、関係団体やマスコミ等の協力を得て、国内外の観光旅行者に向けて積極的にPRする。(産業観光局、関係各局)

海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては，発生国・地域が限定的な場合，流行が複数の国・地域に拡大している場合等，様々な状況。

目的：

- 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ，市内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが，その場合は，病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう，強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため，海外での発生状況，新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 市内発生した場合には早期に発見できるよう市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに，市内発生に備え，市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い，医療機関，事業者及び市民に準備を促す。
- 5) 検疫等により，国内発生をできるだけ遅らせるよう努め，その間に，医療機関等への情報提供，検査体制の整備，診療体制の確立，市民生活及び市民経済の安定のための準備，プレパンデミックワクチン^{*}の接種等，市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

1 実施体制**(1) 本市の体制強化等**

ア 本市は，海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合は，警戒本部会議において緊急協議を行うなど，本市対策本部の設置に向けた準備を進める。（行財政局，保健福祉局，関係各局）

イ WHOが新型インフルエンザのフェーズ4又はこれに相当する宣言等を公表し，政府対策本部が設置された場合には，ただちに，市長を本部長とする本市対策本部を設置し，当該本市対策本部の名称並びに設置場所及び期間を直ちに公表する。（行財政局，保健福祉局，全局区等）

ウ 国が示す基本的対処方針等に基づき，本市対策本部において対応方針を決

^{*} 用語解説参照

定し、迅速な対応を図るとともに、必要に応じて感染症に関する専門家や有識者会議等から意見聴取を行う。(行財政局, 保健福祉局, 全局区等)

エ 海外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断する場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。(保健福祉局, 関係各局)

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

本市は、引き続き、国等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。(保健福祉局)

● 情報収集源

- ・ 厚生労働省（国立感染症研究所，検疫所を含む。）
- ・ 京都府等関係自治体
- ・ 感染症法に基づく医師等からの届出

(2) 市内サーベイランスの強化等

ア 本市は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。(保健福祉局)

イ 本市は、市内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。(保健福祉局)

ウ 本市は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。(保健福祉局, 教育委員会)

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

ア 本市は、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策（帰国者・接触者相談センター※、帰国者・接触者外来の設置など）、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(行財政局, 保健福祉局, 総合企画局, 関係各局)

イ このため、本市対策本部に一元的な情報管理及び情報発信を行う広報対策スタッフを設置し、新型インフルエンザ等の予防及び感染拡大を防ぐため、安全情報等の正確な情報について迅速に広報を行うことはもとより、新型イ

※用語解説参照

インフルエンザ等の流行による風評被害軽減のため、広報物の配布、ホームページ、SNS等あらゆる媒体を用いて戦略的な広報を実施する。(行財政局、保健福祉局、総合企画局、関係各局)

(2) 情報共有

本市は、国、京都府及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う窓口を設置し、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。(行財政局、保健福祉局、関係各局)

(3) 相談窓口等の設置

ア 本市は、平時から保健所及び保健センターに設置しているインフルエンザ相談窓口に、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する市民からの相談に応じる帰国者・接触者相談センターとしての機能を持たせ、相談件数の増加に対応する。また、国のQ & A等に基づき統一的な回答例を作成し、市民からの一般的な問い合わせは京都いつでもコール等においても対応する。(保健福祉局、総合企画局)

イ 本市は、市民からの問い合わせを集約し、必要に応じて国等へ報告するとともに、市民が必要とする情報を精査して次の情報提供に反映する。(行財政局、保健福祉局、総合企画局)

4 予防・まん延防止

(1) 市内でのまん延防止対策の準備

ア 本市は、国、京都府等と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。また、国、京都府等と相互に連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。(保健福祉局)

イ 本市は、市内の事業者に対し、発生国への出張を避けるよう要請する。(関係各局)

(2) 水際対策

本市は、検疫所から通報があった同乗者及び発生国からの入国者について、健康監視を実施する。(保健福祉局)

(3) 在外留学生対策

本市は、市内の各学校等に対し、発生国に留学等している在籍者への感染予防のための注意喚起、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周

知を要請する。(教育委員会)

(4) 予防接種

ア 接種体制

【特定接種】

本市は、国の基本的対処方針を踏まえ、国と連携して、本市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。特定接種は、期限を設定し、保健センターで実施することを原則とする。(行財政局, 保健福祉局, 関係局区等)

【住民接種】

(ア) 本市は、国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国と連携して、接種体制の準備を行う。(保健福祉局)

(イ) 本市は、国の要請を受け、全市民が速やかに接種できるよう、保健センター等での集団接種、医療機関での一斉接種(期間を定め集中的に接種)や個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象者に応じた接種体制を構築する。(保健福祉局)

(ウ) 本市は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、市民等に対し積極的に情報提供を行う。(保健福祉局)

5 医療

(1) 新型インフルエンザ等の症例定義

本市は、国が新型インフルエンザ等の症例定義を明確にしたときは、関係機関に周知する。(保健福祉局)

(2) 医療体制の整備

本市は、京都府と連携して、以下の取組を進める。(保健福祉局)

ア 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、京都市立病院に帰国者・接触者外来を設置し、診療を開始するとともに、協力医療機関に対し、帰国者・接触者外来の設置と診療を要請する。

イ 京都市立病院をはじめとする感染症指定医療機関等に対し、新型インフルエンザ等を疑う者の受入の準備を要請する。

ウ 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が

受診する可能性もあるため、京都府医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備するよう要請する。

エ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所（保健センター）に連絡するよう要請する。

（３）帰国者・接触者相談センターの設置

本市は、国及び京都府の要請を受け、以下の取組を進める。（保健福祉局）

（ア）保健所及び保健センターに帰国者・接触者相談センターを設置し（インフルエンザ相談窓口への機能付与による設置）、状況に応じて24時間体制で相談を受け付ける。

（イ）発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

（４）医療機関等への情報提供

本市は、国等から提供される、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（保健福祉局）

（５）検査体制の整備

ア 本市は、衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するための体制を速やかに整備する。（保健福祉局）

イ 本市は、衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を亜型等の同定を行い、国立感染症研究所に送付する。（保健福祉局）

（６）抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

ア 本市は、京都府と連携し、医療機関に対し、京都府が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。（保健福祉局）

イ 本市は、保健所及び保健センターが行う患者の濃厚接触者（救急隊員等搬送従事者を含む。）に対する予防投与に備えて、手順等を確認する。（保健福祉局）

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

（１）事業者の対応

本市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場

における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。(関係各局)

(2) 遺体の火葬・安置

本市は、京都府と連携し、中央斎場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(行財政局, 保健福祉局, 関係局区)

国内発生早期

<ul style="list-style-type: none"> ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。
<p>(府内未発生期)</p> <p>京都府内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p>
<p>(府内発生早期)</p> <p>京都府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3) 京都府内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 5) 府内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1 実施体制**(1) 本市対策本部の設置の継続**

本市は、引き続き本市対策本部を設置し、全庁的な体制を継続する。(行財政局、保健福祉局、全局区等)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

本市は、国において基本的対処方針等諮問委員会での意見聴取等を経て、本市を区域とする緊急事態宣言が行われた場合、ただちに、本市対策本部において対応方針を決定する。(行財政局, 保健福祉局, 全局区等)

2 サーベイランス・情報収集**(1) 情報収集**

本市は、引き続き、国等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。(保健福祉局)

● 情報収集源

- ・ 厚生労働省（国立感染症研究所，検疫所を含む。）
- ・ 京都府等関係自治体
- ・ 感染症法に基づく医師等からの届出

(2) サーベイランス

ア 本市は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。(保健福祉局, 教育委員会)

イ 本市は、国に協力し、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。(保健福祉局)

ウ 本市は、市内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、国に対して、発生状況を速やかな報告を行い、連携しながら必要な対策を実施する。(保健福祉局)

(3) 調査研究

本市は、国及び京都府と連携し、発生した市内患者について、初期の段階には、積極的疫学調査チームを派遣し、互いに連携して調査を行い、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。(保健福祉局)

3 情報提供・共有**(1) 情報提供**

ア 本市は、引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、本市対策本部の広報対策スタッフを中心として、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供を行い、市民、観光旅行者、事業者や報道機関に対する戦略的な広報を継続する。(行財政局, 保健福祉局, 総合企画局, 関係各局)

- イ 本市は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型コロナウイルス等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、関係機関と連携し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。（保健福祉局、関係各局）
- ウ 本市は、引き続き、市民からの問い合わせを集約し、必要に応じて国等へ報告するとともに、市民が必要とする情報を精査して、市民の不安等に応じるため、次の情報提供に反映する。（行財政局、保健福祉局、総合企画局）
- エ 市民への周知に当たっては、市政協力委員、保健委員等を通じた広報物の配布等により、できる限りきめ細かな対応を行う。（文化市民局、保健福祉局）
- オ 情報が行き届きにくい高齢者及び障害者等の要援護者や外国人、観光旅行者、学生等に対しては、それぞれの対象者ごとの特性に応じた内容、表現とすることに留意するとともに、以下の対応により確実に必要な情報が行き渡るよう留意する。
- （ア）要介護や一人暮らし高齢者等に対しては、地域包括支援センターや介護保険サービス事業所等の関係機関と連携した周知を行うほか、特に支援が必要な者には、老人福祉員等が各戸訪問し、きめ細かな情報提供を行い、支援が必要な場合の連絡先等の周知を図る。（保健福祉局）
 - （イ）障害者に対しては、視覚障害者向けの点字版広報物の作成、テレビによる広報を実施する場合は字幕スーパーを入れるほか、障害者福祉団体及び障害福祉サービス事業所等を通じた周知を行う。また、特に支援が必要な者には民生児童委員等が各戸訪問し、きめ細かな情報提供を行い、支援が必要な場合の連絡先等の周知を図るとともに、必要に応じて、京都市聴覚言語障害センターと連携し、手話通訳の派遣を検討する。（保健福祉局、総合企画局）
 - （ウ）本市滞在中の外国人及び日本語を母国語としない本市在住の外国人に対しては、国際交流協会、京都文化交流コンベンションビューロー等の関係団体と連携し、外国語による広報物の作成及びホームページでの情報発信、FMラジオを通じた英語、中国語による市政広報番組において情報提供を行う。また、特に支援が必要な者には、必要に応じて、京都市国際交流協会と連携し、通訳など言葉のサポートを検討する。（総合企画局）
 - （エ）本市滞在中の観光旅行者に対しては、京都市観光協会及び旅行業界団体等と連携し、観光旅行者向けの広報物を観光案内所や、ホテル・旅館等に配布する。（産業観光局、保健福祉局）
 - （オ）一人暮らしの大学生等に対しては、京都府及び各大学等と連携したネットワークの活用や、広報物の配布及び掲示等を通じて周知を図る。（総合企画局、関係各局）

カ 本市は、本市内において新型インフルエンザ患者の発生があれば、個人情報に十分留意したうえで、個々の発生事例として、患者情報及び対応状況についての広報や記者会見を行う。(行財政局, 保健福祉局, 総合企画局, 関係各局)

(2) 情報共有

本市は、国、京都府及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と現場の状況把握及び報告を行う。(行財政局, 保健福祉局)

(3) 相談窓口等の体制充実・強化

ア 本市は、国が配布するQ & Aや本市対策本部においてとりまとめた相談状況等に基づき、京都いつでもコール等での問い合わせに応じるとともに、インフルエンザ相談窓口での相談体制の充実・強化を図る。(行財政局, 保健福祉局, 総合企画局)

イ 本市は市内の宿泊施設を利用する外国人観光客からの相談に対応するため、多言語コールセンターにおいて電話通訳を実施する。(産業観光局)

4 予防・まん延防止

(1) 市内でのまん延防止対策

ア 本市は、国や京都府と連携し、府内発生早期となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請, 健康観察等)などの措置を行う。(保健福祉局)

イ 本市は、国や京都府と連携して、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

(ア) 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(保健福祉局, 関係各局)

(イ) 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(関係各局)

(ウ) ウイルスの病原性等の状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖, 学年閉鎖・休校)を適切に実施するよう、学校設置者に要請する。また、学校、保育施設等に通う患者は一定期間自宅待機(出席停止)とするよう、学校設置者及び施設管理者に要請する。(保健福祉局, 教育委員会)

(エ) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。(保健福祉局, 交通局)

ウ 本市は、国及び京都府と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有す

る者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。(保健福祉局)

(2) 水際対策

ア 本市は、国の水際対策が継続される場合、引き続きそれに協力する。(保健福祉局)

イ 本市は、検疫の強化については、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなったと国が判断した場合には、その指示に従う。(保健福祉局)

(3) 予防接種

【特定接種】

本市は、ワクチンが確保された場合、本市職員の対象者に対する特定接種を進める。(行財政局、保健福祉局、関係局区等)

【住民接種】

ア 本市は、市民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、市民周知を図るとともに、関係者の協力を得て、接種を開始する。(保健福祉局)

イ 本市は、接種の実施に当たり、国、京都府及び京都府医師会等と連携して、保健センター・学校など公的施設の活用や、医療機関に委託すること等により接種会場を確保しての集団接種や、医療機関での一斉接種(期間を定め集中的に接種)、個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象者に応じた接種を行う。(保健福祉局)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、京都府が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

(1) 外出自粛の要請に係る周知

京都府が、本市との平時からの調整を踏まえて、本市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づく住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、本市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。(行財政局、保健福祉局、関係各局)

(2) 施設の使用制限の要請に係る周知

京都府が、本市との平時からの調整を踏まえて、特措法第45条第2項

に基づく学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、本市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。(行財政局、保健福祉局、教育委員会)

(3) 臨時の予防接種

本市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する(保健福祉局)

5 医療

(1) 医療体制の整備

本市は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、京都市立病院をはじめとする帰国者・接触者外来における診療体制を海外発生期に引き続き継続するとともに、状況に応じて、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、充実、強化する。

また、患者等が増加してきた段階においては、国からの要請を踏まえ、京都府と連携して、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。(保健福祉局)

(2) 患者への対応等

ア 本市は、国及び京都府と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、京都市立病院をはじめとする感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。(保健福祉局)

イ 本市は、国及び京都府と連携し、必要と判断した場合に、衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。

全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。(保健福祉局)

ウ 本市は、国及び京都府と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。(保健福祉局)

(3) 医療機関等への情報提供

本市は、国等から提供される、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(保健福祉局)

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 事業者の対応

本市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。(関係各局)

(2) 市民・事業者への呼びかけ

本市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(関係各局)

(3) 風評被害対策

ア 本市は、観光関連業界への風評被害対策を検討するため、業界全体が参画する様々な既存の会議体による相互連携を調整し、風評による観光需要の落ち込みをできる限り抑えるとともに、業界団体、マスコミ、広告団体等と連携し、観光需要の回復期に向けた効果的な誘客事業の検討を進める。(産業観光局)

イ 本市は、全国の学校等からの問い合わせに応じる「修学旅行専用相談窓口」を設置し、本市への修学旅行を予定している学校等に正確な情報提供を行うとともに、風評被害による修学旅行生の減少を防ぐため、状況に応じた安全情報を全国の自治体に対し、積極的に発信する。(産業観光局)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

本市は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(1) 水の安定供給

水道事業者である本市は、本市行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(上下水道局)

(2) サービス水準に係る市民への呼びかけ

本市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に

対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(関係各局)

(3) 生活関連物資等の価格の安定等

本市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係各局)

(4) 要援護者への生活支援

ア 本市は、特措法第45条第2項に基づく、保育所の使用制限の要請が実施された場合、企業及び事業所等に対し、保護者の休暇取得に配慮するよう要請する。また、勤務等の都合により止むを得ず休暇を取得できない保護者の保育所入所児童及び学童については、京都府との平時からの調整に基づき、状況によっては、一部の保育所及び児童館の例外的な開所等必要な対応を行う。(産業観光局、保健福祉局)

イ 本市は、特措法第45条第2項に基づく、老人福祉施設及び障害者福祉施設等の社会福祉施設(通所及び短期入所系サービスに限る。)の使用制限の要請が実施された場合、施設のサービス利用者が訪問介護等の代替サービスを受けられるよう、関係団体等と調整を行う。そのうえでなお、在宅での生活の継続が困難な要援護者については、京都府との平時からの調整に基づき、状況によっては、一部の短期入所施設等の例外的な開所等必要な対応を行う。(保健福祉局)

国内感染期

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

（府内未発生期）

京都府内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

（府内発生早期）

京都府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

（府内感染期）

京都府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

1 実施体制

(1) 本市対策本部の設置の継続

本市は、引き続き本市対策本部を設置し、全庁的な体制を継続する。(行財政局, 保健福祉局, 全局区等)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

(1) 本市対策本部における対応方針の決定

本市は、国において基本的対処方針等諮問委員会での意見聴取等を経て、本市を区域とする緊急事態宣言が行われた場合、ただちに、本市対策本部において対応方針を決定する。(行財政局, 保健福祉局, 全局区等)

(2) 他の地方公共団体による代行, 応援等

本市は、各局区等行政業務継続計画等に基づく業務体制を講じたうえで、なお新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づき、他の地方公共団体による代行, 応援等の措置の活用を行う。(行財政局, 保健福祉局, 関係各局)

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

本市は、引き続き、国等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。(保健福祉局)

● 情報収集源

- ・ 厚生労働省 (国立感染症研究所, 検疫所を含む。)
- ・ 京都府等関係自治体
- ・ 感染症法に基づく医師等からの届出

(2) サーベイランス

本市は、全国での患者数が数百人程度に増加した段階では、新型インフルエンザ等患者等の全数把握については、次のとおり対応する。また、学校等における集団発生の把握の強化については、国の決定に従い、通常のサーベイランスに戻す。(保健福祉局, 教育委員会)

【府内未発生期，府内発生早期の対応】

本市は，引き続き，新型インフルエンザ等患者の全数把握を実施する。
(保健福祉局)

【府内感染期における対応】

ア 本市は，新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し，通常のサーベイランスを継続する。(保健福祉局)

イ 本市は，引き続き，市内の発生状況をリアルタイムで把握し，国に対して，発生状況を速やかに報告する。また，国からの情報提供をもとに，国及び京都府と連携し，必要な対策を実施する。(保健福祉局)

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

ア 本市は，引き続き，利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し，本市対策本部の広報対策スタッフを中心として，国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス，対策の理由，対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく，できる限りリアルタイムで情報提供を行い，市民，観光旅行者，事業者や報道機関に対する戦略的な広報を継続する。(行財政局，保健福祉局，総合企画局，関係各局)

イ 本市は，引き続き，特に，個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう，本市の流行状況に応じた医療体制を周知し，学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また，社会活動状況についても，情報提供する。(保健福祉局，関係各局)

ウ 本市は，引き続き，市民からの問い合わせを集約し，必要に応じて国等へ報告するとともに，市民が必要とする情報を精査して，次の情報提供に反映する。(行財政局，保健福祉局，総合企画局)

エ 本市は，引き続き，市政協力委員，保健委員等を通じた広報物の配布等や，情報が行き届きにくい高齢者及び障害者等の要援護者や外国人，観光旅行者，学生等に対しても確実に必要な情報が行き渡るよう，きめ細かな情報提供を行う。(総合企画局，文化市民局，産業観光局，保健福祉局)

オ 本市は，市民や観光旅行者等に過度の不安を与えないよう，季節性インフルエンザとの比較等により，ウイルスの特性やリスクの度合いに応じた，分かりやすく正確な情報提供を行う。(行財政局，保健福祉局，総合企画局)

カ 本市は，新型インフルエンザ患者の発生に関し，個別対応から集団対策に移行することに合わせ，大規模集団発生や患者の症状が重篤な場合

等特殊な事象が発生した場合のみ、個人情報に十分留意したうえで、広報や記者会見を行う。(行財政局, 保健福祉局, 総合企画局, 関係各局)

(2) 情報共有

本市は、国、京都府及び関係機関等とのインターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針の迅速な伝達と現場の状況把握及び報告を行う。(行財政局, 保健福祉局)

(3) 相談窓口等の継続

ア 本市は、国が配布する状況の変化に応じたQ & Aや本市対策本部でとりまとめた相談状況等に基づき、インフルエンザ相談窓口での相談及び京都いつでもコール等での問い合わせに応じる。(行財政局, 保健福祉局, 総合企画局)

イ 本市は、引き続き、市内の宿泊施設を利用する外国人観光客からの相談に応じるため、多言語コールセンターにおいて電話通訳を実施する。(産業観光局)

4 予防・まん延防止

(1) 市内でのまん延防止対策

ア 本市は、国及び京都府と連携して、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

(ア) 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(保健福祉局, 関係各局)

(イ) 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(関係各局)

(ウ) ウイルスの病原性等の状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖, 学年閉鎖・休校)を適切に実施するよう、学校設置者に要請する。また、学校、保育施設等に通う患者は一定期間自宅待機(出席停止)とするよう、学校設置者及び施設管理者に要請する。(保健福祉局, 教育委員会)

(エ) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。(保健福祉局, 交通局)

イ 本市は、国及び京都府と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策

- を強化するよう引き続き要請する。(保健福祉局)
- ウ 本市は、府内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)を中止する。(保健福祉局)

(2) 水際対策

本市は、検疫の強化については、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなったと国が判断した場合には、その指示に従う。(保健福祉局)

(3) 予防接種

本市は、国内発生早期の対策を継続する。(行財政局、保健福祉局、関係局区等)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、京都府が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

(1) 外出自粛の要請に係る周知

京都府が、本市との平時からの調整を踏まえて、本市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づく住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、本市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。(行財政局、保健福祉局、関係各局)

(2) 施設の使用制限の要請に係る周知

京都府が、本市との平時からの調整を踏まえて、特措法第45条第2項に基づく学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、本市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。(行財政局、保健福祉局、教育委員会)

(3) 臨時の予防接種

本市は、国内発生早期の対策を継続し、特措法第46条に基づく住民接種を進める。(保健福祉局)

5 医療

(1) 患者への対応等

本市は、京都府と連携し、以下の対策を行う。(保健福祉局)

【府内未発生期、府内発生早期における対応】

- ア 引き続き、京都市立病院をはじめとする帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等を実施する。
- イ 必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とする。

【府内感染期における対応】

- ア 京都市立病院をはじめとする帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう関係機関に要請する。
- イ 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ウ 入院治療は、新型インフルエンザの診療を行わないこととしている医療機関を除き、全ての入院医療機関において行うが、重度の肺炎や呼吸機能の低下を認める高度な医療が必要な重症患者については、原則として協力医療機関で入院治療を行うよう要請する。
- エ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。

(2) 医療機関等への情報提供

本市は、国等から提供される、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(保健福祉局)

(3) 在宅で療養する患者への支援

本市は、国及び京都府と連携し、関係機関・団体等の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供及び医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。(保健福祉局)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

本市は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、市内の医療機関が不足した場合の医療の確保について、京都府が必要に応じて行う臨時の医療対策に関し、必要な協力を行う。(保健福祉局)

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 事業者の対応

本市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。(関係各局)

(2) 市民・事業者への呼びかけ

本市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。(関係各局)

(3) 経済対策

本市は、新型インフルエンザ等のまん延及び風評被害等により、経営に影響を受けた中小企業等の事業者を支援するため、経営相談窓口を設置するとともに、緊急融資の実施について検討する。(産業観光局)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(1) 水の安定供給

国内発生早期の記載を参照

(2) サービス水準に係る市民への呼びかけ

本市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(関係各局)

(3) 生活関連物資等の価格の安定等

ア 本市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連

物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(関係各局)

イ 本市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係各局)

ウ 本市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他法令で定めるところにより適切な措置を講じる。また、本市行動計画で定めるところにより、市民等への適切な周知等に努める。(関係各局)

(4) 要援護者への生活支援

ア 本市は、地域包括支援センター、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、自治会等に対して、「見守り活動対象者名簿」を活用した平時からの地域における見守り活動等の取組の中で、支援を必要とする在宅の要援護者及びその支援のニーズを把握するよう努め、本市及び医療機関、福祉サービス事業所に相談、連絡することにより、介護、訪問診療、食事の提供等の生活支援につなげていくよう要請する。(行財政局、保健福祉局、関係各局)

イ 支援を必要とする要援護者への食事の提供等の日常生活に係る生活支援については、福祉サービス事業所等の訪問介護によることを基本とし、事業所間の相互調整を図るほか、支援を必要とする要援護者の需要の拡大に応じて、本市は、小売店や運送業者等の民間事業者に対して、食事の提供及び生活必需品の配達に係る協力要請を行う。また、本市は、要援護者の医療機関への搬送、死亡時の対応や、緊急を要する食事の提供及び生活必需品の配達等を直接実施するなど、京都府と連携して、要援護者の生活支援に係る総合調整を行う。(行財政局、保健福祉局、消防局、関係各局)

ウ 本市は、特措法第45条第2項に基づく、保育所の使用制限の要請が実施された場合、企業及び事業所等に対し、保護者の休暇取得に配慮するよう要請する。また、勤務等の都合により止むを得ず休

暇を取得できない保護者の保育所入所児童及び学童については、京都府との平時からの調整に基づき、状況によっては、一部の保育所及び児童館の例外的な開所等必要な対応を行う。(産業観光局, 保健福祉局)

エ 本市は、特措法第45条第2項に基づき、老人福祉施設及び障害者福祉施設等の社会福祉施設(通所及び短期入所系サービスに限る。)の使用制限の要請が実施された場合、施設のサービス利用者が訪問介護等の代替サービスを受けられるよう、関係団体等と調整を行う。そのうえでなお、在宅での生活の継続が困難な要援護者については、京都府との平時からの調整に基づき、状況によっては、一部の短期入所施設等の例外的な開所等必要な対応を行う。(保健福祉局)

(5) 埋葬・火葬の特例等

ア 本市は、中央斎場の火葬炉を可能な限り稼働させる。(保健福祉局)

イ 本市は、死亡者が増加し、中央斎場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(行財政局, 保健福祉局, 関係局区)

ウ 本市は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。(保健福祉局)

小康期

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- 大流行はいったん終息している状況。

【目的】

- 1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1 実施体制

- (1) 本市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、有識者会議等の意見を踏まえ、必要に応じ、本市行動計画等の見直しを行う。(行財政局, 保健福祉局, 関係各局)
- (2) 本市は、政府対策本部が廃止された時は、速やかに本市対策本部を廃止する。(行財政局, 保健福祉局)

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

本市は、国等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。(保健福祉局)

● 情報収集源

- ・ 厚生労働省（国立感染症研究所，検疫所を含む。）
- ・ 京都府等関係自治体
- ・ 感染症法に基づく医師等からの届出

(2) サーベイランス

ア 本市は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。(保健福祉局)

イ 本市は、再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの

集団発生の把握を強化する。(保健福祉局, 教育委員会)

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

ア 本市は, 引き続き, 利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し, 第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(行財政局, 保健福祉局, 総合企画局, 関係各局)

イ 本市は, 市民から寄せられた問い合わせ等を取りまとめ, 情報提供のあり方を評価し, 見直しを行う。(行財政局, 保健福祉局, 総合企画局, 関係各局)

(2) 相談窓口等の体制の縮小

本市は, 国及び京都府からの要請を踏まえ, インフルエンザ相談窓口の相談体制を通常に戻す。(保健福祉局)

4 予防・まん延防止

(1) 予防接種

本市は, 流行の第二波に備え, 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(保健福祉局)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

本市は, 緊急事態宣言がされている場合には, 上記の対策に加え, 必要に応じ, 国及び京都府と連携し, 流行の第二波に備え, 特措法第46条に基づく住民接種を進める。(保健福祉局)

5 医療

(1) 医療体制

本市は, 国及び京都府と連携し, 新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。(保健福祉局)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

本市は, 必要に応じ, 国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。(保健福祉局)

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 市民・事業者への呼びかけ

本市は、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。(関係各局)

(2) 風評被害対策

本市は、状況を踏まえ、本市内への旅行が安全であることを発信するために「安全宣言」を行い、広くPRするとともに、観光関連業界等と連携し、観光需要の早期回復に向けた効果的な誘客事業を実施する。(産業観光局)

(3) 経済対策

本市は、新型インフルエンザ等のまん延及び風評被害等により、経営に影響を受けた中小企業等の事業者を支援するため、経営相談窓口を設置するとともに、緊急融資の実施について検討する。(産業観光局)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

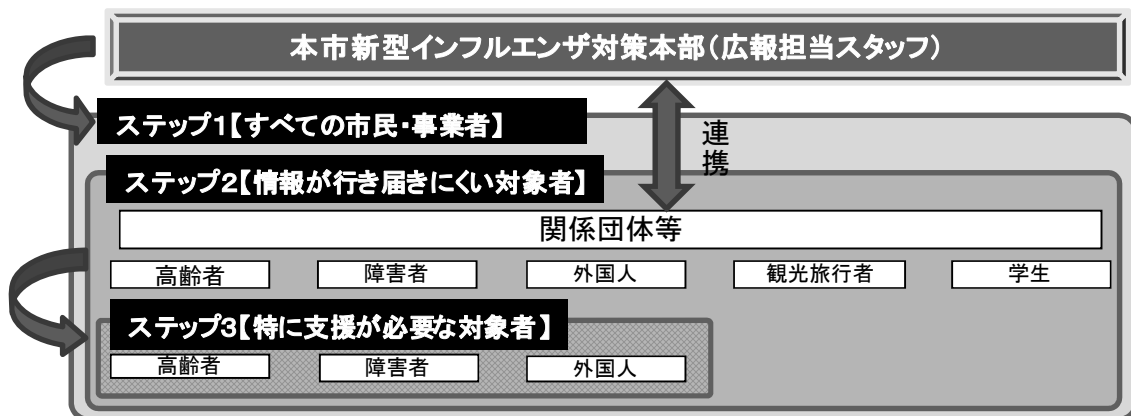
本市は、国及び京都府等と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(行財政局, 保健福祉局, 関係各局)

本市独自の主な対策（充実項目）

【再掲】

1 適切な情報提供体制

- (1) 本市対策本部に一元的な情報管理及び情報発信を担当する広報対策スタッフを設置し、正確かつ迅速に、あらゆる媒体を用いて戦略的な広報を実施する。
- (2) 情報が行き届きにくい高齢者及び障害者等の要援護者や外国人、観光旅行者、学生等に対し、対象者に応じた内容、表現とするとともに、関係機関や団体等と連携して確実に必要な情報が行きわたるよう留意する。特に支援が必要な者には、各戸訪問等、きめ細かな対応を行う。



2 要援護者対策

- (1) 高齢者や障害者等の要援護者について、本人の同意を得て作成する「見守り活動対象者名簿」を活用し、地域の関係機関、団体等による平時からの見守り活動を促進し、要援護者の状況把握に努める。
- (2) 緊急事態宣言が行われた場合の外出自粛の要請や保育所等の使用制限の要請について、本市の状況を十分踏まえるよう、要請実施の権限を有する京都府と発生前から調整を行う。
- (3) 緊急事態宣言が行われた場合、福祉サービス事業所の訪問介護や、小売店、運送業者等の民間事業者との連携により生活支援（食事の提供、生活必需品の配達）を行うほか、緊急を要する生活支援は、本市が直接実施する。

- (4) 緊急事態宣言が行われた場合、保育所や老人福祉施設及び障害者福祉施設等の社会福祉施設（通所及び短期入所系サービスに限る。）の使用制限については、特に支援が必要な利用者のために、状況によっては、一部の保育所、児童館や短期入所施設等の例外的な開所等必要な対応を行う。

3 風評被害対策

- (1) 発生前から、観光関連団体、交通事業者、マスコミ等と情報共有や対策の検討を行うとともに、観光関連業界との緊急連絡網を整備する。また、様々な安全安心の取組を国内外の観光旅行者に向けて積極的にPRする。
- (2) 発生時には、観光関連業界全体が参画する様々な既存の会議体における相互連携を調整し、観光業界団体、マスコミ等と連携し、観光需要の回復期に向けた効果的な誘客事業の検討を進める。また、「修学旅行専用相談窓口」を設置し、修学旅行生の減少を防ぐ。
- (3) 風評被害の影響を受けた中小企業者に対する経営相談窓口を設置し、緊急融資の実施について検討する。
- (4) 小康期には、本市内への旅行が安全であることを発信するために、「安全宣言」を行い、広くPRする。また、関係団体等と連携して、観光需要の回復に向けた効果的な誘客事業を実施する。

4 予防接種の実施体制

- (1) 発生前から予防接種対象者（ワクチン需要量）を把握するとともに、京都府、京都府医師会等の協力を得ながら、接種対象者に応じた接種体制を検討する。
- (2) 発生時には、国が示す接種の優先順位を踏まえて、保健センター等での集団接種、医療機関での一斉接種（期間を定め集中的に接種）や個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等による接種体制を構築し、ワクチンが確保でき次第、市民周知を図り、速やかに接種を開始する。

(別添)

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型，A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型, B-2: 指定公共機関型, B-3: 指定公共機関同類型, B-4: 社会インフラ型, B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設 (A-1に分類されるものを除く。), 指定居宅サービス事業, 指定地域密着型サービス事業, 老人福祉施設, 有料老人ホーム, 障害福祉サービス事業, 障害者支援施設, 障害児入所支援施設, 救護施設, 児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

（注2）業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

（注3）上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

（2）特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員，幹事会構成員，事務局員のみを対象 ・事務局員については，新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整，在外邦人支援	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 （検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査，解釈（行政府）	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定，総合調整等に関する事務	区分1	—
都道府県対策本部の事務	区分1	—
市町村対策本部の意思決定，総合調整等に関する事務	区分1	—
市町村対策本部の事務	区分1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析，抗原解析，遺伝子解析，発生流行状況の把握	区分1	—
住民への予防接種，帰国者・接触者外来の運営，疫学的調査，検体の採取	区分1	—

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正，予算の議決，国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県，市町村の予算の議決，議会への報告	区分 1	—
国会の運営	区分 1	—
地方議会の運営	区分 1	—
緊急の改正が必要な法令の審査，解釈（立法府）	区分 1	—

区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく，行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分 2	—
勾留請求，勾留状の執行指揮等に関する事務	区分 2	法務省
刑事施設等（刑務所，拘置所，少年刑務所，少年院，少年鑑別所）の保安警備	区分 2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分 1 区分 2	警察庁
救急 消火，救助等	区分 1 区分 2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用，船舶交通のための信号等の維持	区分 1 区分 2	海上保安庁

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
防衛医科大学学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策，在外邦人の輸送，医官等による検疫支援， 緊急物資等の輸送 その他，第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分 1 区分 2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分 2	内閣官房 各府省庁

区分 3：民間の登録事業者と同様の業務

（１）の新型インフルエンザ等医療型，重大・緊急医療型，社会保険・社会福祉・介護事業，電気業，ガス業，鉄道業，道路旅客運送業，航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。），火葬・墓地管理業，産業廃棄物処理業，上水道業，河川管理・用水供給業，工業用水道業，下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

(参考)

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

1 実施体制

本市は、国内外において鳥インフルエンザが人に感染し発症が認められた場合には、京都府と連携し、情報の集約・共有を行い、必要に応じ、庁内関係課や関係機関の会議を開催し、国の各種通知に基づき対策を協議、実施する。(関係各局)

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

本市は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。(行財政局, 産業観光局, 保健福祉局)

(2) 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。(保健福祉局)

3 情報提供・共有

(1) 本市は、市内で家きん[※]等に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合や鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、京都府と連携し、発生状況及び対策について、積極的な情報提供を行う。(行財政局, 産業観光局, 保健福祉局)

(2) 本市は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、市民に積極的な情報提供を行う。(行財政局, 産業観光局, 保健福祉局)

4 予防・まん延防止

(1) 在外留学生への情報提供

本市は、市内の各学校等に対し、鳥インフルエンザの発生国に留学している在籍者に感染対策について周知徹底するよう、要請する。(教育委員会)

※ 用語解説参照

(2) 人への鳥インフルエンザの感染防止策

ア 水際対策

本市は、検疫所から、検疫法（昭和第26年法律第201号）に基づく市長への健康監視の通知等があった場合には、これに協力する。（保健福祉局）

イ 本市で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応

（ア）本市は、厚生労働省等に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。（保健福祉局）

（イ）本市は、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。（保健福祉局）

ウ 家きん等への防疫対策

本市は、鳥インフルエンザの人への感染を防止する観点から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、次の対策を実施する。

（ア）京都府が実施する家きんの所有者への指導や発生時に備えた準備に協力する。（産業観光局、保健福祉局、教育委員会等）

（イ）市内で家きんにおける鳥インフルエンザが発生した場合、京都府が実施する具体的な防疫措置に協力する。（環境政策局、行財政局、産業観光局、保健福祉局、建設局、教育委員会、関係各局）

5 医療

(1) 本市において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

ア 本市は、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、京都市立病院で適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。

鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）の患者（疑似症患者を含む。）と診断されれば、感染症法に基づき、入院等の措置を講じる。（保健福祉局）

イ 本市は、必要に応じ、患者の検体について衛生環境研究所でH5亜型及びN7亜型の検査を行い、検出された場合は、さらに国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。（保健福祉局）

(2) 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認

められた場合

ア 本市は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知する（保健福祉局）。

イ 本市は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。（保健福祉局）

(参考)

用語解説

※五十音順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

※ 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

※ 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※ 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※ 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。経口内服薬のタミフル（商品名）や経口吸入薬のリレンザ（商品名）などがある。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル，飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク，ゴーグル，ガウン，手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング，診察，調査，侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り，監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して，状況を監視することを意味する。特に，感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定（地方）公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医薬品又は医療機器の製造や販売，電気やガス等の供給等の公益的事業を営む法人で国及び都道府県知事が指定する機関で，新型インフルエンザ等が発生したときに国や地方公共団体と連携して新型インフルエンザ等対策の的確な実施が求められている。

○ 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり，ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため，ウイルスが人から人へ効率よく感染し，急速かつ大規模なまん延を引き起こし，世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ **新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009**

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ **新感染症**

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項）

○ **積極的疫学調査**

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ **致命率（Case Fatality Rate）**

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ **鳥インフルエンザ**

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ **濃厚接触者**

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

病原体を遺伝子レベルで解析し、確定する検査方法の一つであり、DNA（遺伝子）を検出することによって、新型インフルエンザかどうかの確定検査を行うもの。

発行：京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課
発行月：平成25年9月 京都市印刷物第253084号

